

生活保護ケースワーカーの現代史

—漫画作品に描かれたソーシャルワーカー像の検討—

田中 秀和*

1 はじめに

筆者は、生活保護ケースワーカーの現代史を研究テーマとし、主に2000年代から今日に至るまでの全国公的扶助研究会（以下、公扶研）の活動を史料の中から読み解く作業を継続して実施している。公扶研は、生活保護領域で働くワーカーを主な構成員とする自主的研究運動団体である。

本稿では、公扶研が積極的に協力している柏木ハルコ原作の漫画作品『健康で文化的な最低限度の生活』において描かれている生活保護ケースワーカーの職業像を、ソーシャルワークの専門的見地から分析する。

本稿に関連する先行研究として、田中（2017：5-15）を挙げることができる。田中（2017：5-15）では、『健康で文化的な最低限度の生活』の1集（柏木2014）ならびに2集（柏木2015）において描かれた生活保護ケースワーカーの職業像を、肯定的に評価される点と否定的に評価される点とに分類して分析を行っている。そこでは、肯定的に評価される点として、「生活保護制度やケースワーカーの職務内容をわかりやすく提示し、見えにくい貧困を可視化している点」と、「様々な経験をするなかで、生活保護ケースワーカーが専門的力量を高めていく過程が描かれている点」が挙げられている。

一方、否定的に評価される点として、「ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士に関する記載がなく、その養成課程が描かれていない点」が指摘されている。

本稿では、先行研究に続き、柏木ハルコ作の漫画作品、『健康で文化的な最低限度の生活』の3集～8集の

なかで描かれた生活保護ケースワーカーの職業像に関する分析を行う。

2 先行研究の検討

メディアに描かれたソーシャルワーカーの職業像に関する研究は、先行研究が少ない領域である。2000年以前の同領域に関する研究は、小説の中に登場するソーシャルワーカーに関する論考が、Nichols Beverrly B.によって行われ、恒川京子が紹介しているものがある（Beverrly1979=恒川1980：90-93）。そこでは、「小説家達は、ソーシャル・ワーカー達を、狭量な、画一的な性格として描写し、人間性と役割を、ごっちゃにしている」との指摘や、「ソーシャル・ワーカーの仕事は、密行性が強いので、医者や弁護士や教師などの専門職に比較して、直接ワーカーと接触する人々が少ないうえ、仕事の性質からしても、職業人としてのイメージが固まりにくい」との分析が行われている。また、蟻塚（2009：85-118）は、第二次世界大戦後、GHQ（連合国総司令部）によって、保健所の医療社会事業家の役割を住民に啓発するために作られた紙芝居「黎子物語」（THE STORY OF REIKO）の紹介を行っている。そこでは、様々な課題を抱える家族に対して、「ケースワーカーとは何をする人なのか」、「なぜ福祉専門職が必要なのか」をわかりやすく紹介しており、生活保護制度についても触れられている。

その後、近年においては、当該領域の研究は、増加傾向にある。テレビドラマに描かれたソーシャルワーカーの職業像に関する研究には、横山（2003：89-98）や田中（2012：2-7）、田中（2015a：33-38）を挙げることができる。また、映画作品に描かれたソーシャ

* 立正大学社会福祉学部社会福祉学科

キーワード：生活保護ケースワーカー、ソーシャルワーカー像、漫画作品、全国公的扶助研究会

ルワーカー像を検討したものには、田中（2016：63-75）がある。さらに、日本における医療ソーシャルワークの先駆者と呼ばれる浅賀ふさに対するインタビューを収録したDVDから、その生涯を紐解くことによって、ソーシャルワーカーとしての成長過程を分析した研究がある（田中2018：13-20）。

一方、本稿と同じく、漫画作品に描かれたソーシャルワーカー像を検討したものに田中（2015b：23-26）がある。そこでは、児童相談所に勤務する児童福祉司を主人公とした漫画作品に対し、ソーシャルワークの専門的見地から、その職業像の分析を行っている。

上記に挙げた一連の研究では、メディアにおいてソーシャルワーカーが描かれることの意義として、潜在的な福祉ニーズの引き起こしと、主に、ティーンエージャーが当該の職種に関心を高めることによって、将来の福祉人材が確保される可能性を高めることを挙げている。メディアにソーシャルワーカーが登場することで、そのような職種があることを知り、それが福祉サービスを展開している現状を知ることは、読者や視聴者に対し、自身やその周囲にいる家族、地域住民等がソーシャルワーカーの支援対象に含まれることに気づく可能性を高める。また、メディアに描かれたソーシャルワーカーに憧れを抱き、将来、その仕事に就きたいと考えるものを増加させる可能性をもつものである。「ソーシャルワーカーを含む福祉職は、他の対人援助職に比べて一般の認知度が低いことが予想され、その具体的な職業像も明確ではない」（田中・立花2012：92）。現状のなかで、メディアに描かれるソーシャルワーカーは、その認知度と職業像を伝える貴重な機会となりうる。

一方、否定的な面として、ソーシャルワーカーの養成教育課程が明らかにされていないこと、ソーシャルワークの専門性を軽視するような場面が描かれていることなどが挙げられている。

3 作品と公扶研との関係

本稿において主題となる漫画作品は、柏木ハルコによって描かれている。当該作品は、柏木ハルコからの申し出に応えた公扶研が積極的に取材に応じ、メディアに描かれる生活保護ケースワーカーをより、専門的見地から描き出すことに貢献している。同作品は、2014（平成26）年より、週刊ビッグコミックススピリッツにおいて、不定期連載されている。2020（令和2）年10

月現在、第9集まで単行本化されている。

また、同作品は2018（平成30）年にフジテレビ系列において、連続ドラマとして放送された（全10回）。このテレビドラマは、日本社会福祉学会における2018年度学界回顧と展望【貧困・公的扶助部門】のなかでも、以下のように解説され好評を得ている（加美2019：138）。

原作は生活保護現場を徹底的に取材して書かれており、高く評価されていたが、ドラマでも普段、可視化されることのない生活保護利用者の抱える困難の背景、苦悩する姿、そしてケースワーカーが経済的効率性の論理と人間の命・人権の狭間で葛藤しながらも利用者に寄り添おうとする姿を原作のリアリティを損なわずに描き出していた。

これまで述べてきたように、同作品は柏木ハルコによって描かれているが、その背景には、公扶研による積極的な協力がある。上記、加美による解説で「原作は生活保護現場を徹底的に取材して書かれており」と記載されているのは、原作者である柏木ハルコが公扶研の協力のもと取材を行った結果である。

当該作品の漫画原作者である柏木ハルコと、公扶研との関係については、公扶研の機関誌である『季刊 公的扶助研究』のなかで、詳細に明らかにされている。そこでは、公扶研の中核メンバーのひとりである衛藤晃から、柏木ハルコとの出会いや、実際に柏木が福祉事務所に赴き、実際に現場で働く生活保護ケースワーカーから、取材をする機会を得たこと等が述べられている（衛藤2015：42-43）。

また、同作品の巻末に記載のある謝辞のなかに「全国公的扶助研究会」が入っていることから、柏木ハルコと公扶研との関係は、良好な関係であることが伺われる（柏木2014：185）、（柏木2016a：187）、（柏木2016b：197）、（柏木2017：185）、（柏木2018a：221）、（柏木2018b：205）、（柏木2019a：235）。また、当該漫画第7集の謝辞のなかには、「衛藤晃（全国公的扶助研究会副会長）」の記載もある（柏木2018b：205）。

このことから、本稿で主題としている『健康で文化的な最低限度の生活』という漫画作品は、公扶研の協力が作品を支える大きな原動力となっていると捉えることができる。また、同作品について、分析を行うことは、公扶研の歴史を知ることにも繋がるのみならず、

これまでソーシャルワーカーの職業像を分析した先行研究がたびたび指摘しているように、隠れた福祉ニーズの掘り起こしや、将来の福祉人材確保にも繋がるものであるといえる。

さらには、同作品は2010年代の生活保護ケースワーカーの歴史を知るうえでも有益であるといえる。それは、公扶研が専門的見地から協力した漫画作品は、今日における生活保護ケースワーカーが置かれている現状を表現していると捉えることが可能であるからである。

4 作品の概要

作品名：「健康で文化的な最低限度の生活」

作者：柏木ハルコ

掲載雑誌：週刊ビッグコミックスピリッツ（小学館刊）

掲載期間：2014（平成26）年第18号～不定期連載中。

2020（令和2）年10月現在、単行本9集まで刊行中。

作品内容の概要：東京都東区（架空）において、東部福祉事務所東部生活課に配属された新人生活保護ケースワーカーを主人公とした作品。主人公は、就職以前に社会福祉専門教育を受けていないが、同僚のなかには福祉職採用の者もいる。主人公は、職場の同僚や先輩に助けられながら、自身の専門的力を高めていく。作品が開始された際には、新人であった主人公も、2年目を迎え（柏木2016a：83）、後輩も入職してきた。さらに、2019（令和元）年11月に週刊ビッグコミックスピリッツに掲載された、漫画作品連載第76回目より、主人公である義経えみるは、生活保護ケースワーカー3年目を迎えた（柏木2019b：33-52）。

同作品における生活保護ケースワーカーを対象とした職業像に関する先行研究では、同作品の第1集および第2集を研究対象としている（田中2017：5-15）。本稿では、それに続くものとして、第3集～第8集を研究対象とし、そこで描かれた生活保護ケースワーカーの職業像を、ソーシャルワークの専門的見地から分析する。

第3集～第8集にかけて主に作品が取り上げているテーマは、生活保護の不正受給、扶養照会、親からの性的虐待、世帯分離、アルコール依存症、子どもの貧

困などである。これらのケースは、すべて主人公が担っているわけではなく、職場内における同僚が担当しているケースも含まれる。

5 研究の結果

当該作品をソーシャルワークの見地から専門的に分析した先行研究（田中2017：5-15）では、肯定的に評価される点と否定的に評価される点に分類し、それぞれを挙げている。本稿においては、先行研究に倣い、同様の分類を行うとともに、研究対象である同作品の第3集～第8集のなかで取り上げられているテーマについても随時考察を行う。

I) 肯定的に評価される点

一 今日社会問題となっている内容がダイレクトに漫画作品のなかに描かれている点。

研究対象としている同作品第3集では、第2集から引き続き、生活保護費の不正受給の話題が描かれている。今日、生活保護利用者の不正受給は、世間からの注目を集めやすい。それは、生活保護バッシングと親和性を持ち、容易に利用者を苦しめる作用をもたらす。また、「不正受給を許さない」という視点は、世間のみならず、生活保護ケースワーカーにも身に着いたものである。近年では、神奈川県小田原市において、生活保護ケースワーカーが生活保護利用者を侮辱するようなジャンパーを着用していたことが明らかになり、社会問題化した（田中2019：1-21）。

作品のなかでは、保護世帯の高校生がアルバイトによる収入を未申告であったことが問題とされ、保護費の返還を主人公が求めるという場面が描かれている。当該作品のなかでは、主人公が当該高校生に対し、生活保護制度を詳しく説明するための資料として、「わくわく一未来応援BOOK」が描かれている（柏木2016a：13）。これは、大阪府堺市において使用されている生活保護利用世帯の中高生向け未来応援冊子「ココから！」をモデルとしているものと推察される。「ココから！」は、「中学卒業後の進路を考えよう!」、「高校卒業後の進路を考えよう!」、「大学や専門学校等に進学したい!」などの項目の他に、奨学金制度の説明や、保護者を利用しながらアルバイトを行う際の注意点等についてわかりやすく記載されている（堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課2019：288-297）。これは、堺市

の生活保護ケースワーカーの自主研究グループによる取り組みの成果物であり、2019（令和元）年に大阪府堺市において開催された、公扶研主催の第52回公的扶助研究全国セミナーにおいて堺市の職員から発表が行われた（堀毛・齋藤2019：113-116）。

漫画作品のなかでは、主人公の丁寧な関わりによって、保護費の返還を命じられ荒れていた高校生も、自分なりの納得に至り落ち着きを取り戻していくことになる。当該作品第3集で描かれた「不正受給」は、世間がイメージするような贅沢な生活を送りながら生活保護を利用するというものとは異なり、「悪意のない申告漏れ」である。このようなケースが「不正受給」としてカウントされている現実を作者はわかりやく描くことに成功している。

一方、子どもの貧困を描いた作品（第7集～第8集）では、子どもの貧困に対して、子ども家庭支援課のソーシャルワーカーらとともに問題解決に臨む主人公の姿が描かれている（柏木2018b）、（柏木2019a）。

子どもの貧困に関する議論は、今日の生活保護ケースワーカーにとっても、欠かすことのできない重要な側面のひとつであり、生活保護が世代間連鎖を伴いやすいことは、研究者のなかではたびたび議論されてきた（道中2009）。しかし、それが社会問題となるまでには長い時間が必要であった。

子どもの貧困元年は2008（平成20）年であったといわれている（阿部2014：i）。2008（平成20）年には、子どもの貧困に関連する書籍が相次いで発行され、「子どもの貧困」に関する「研究の意義が改めて確認されるようになり、これらの議論を『問題』として新たに構成するかのように、当該事象に対して『子どもの貧困』との名称が与えられ、社会問題として認識される」に至った（田中・塩原・金子2019：25）。その後、2013（平成25）年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立、2014（平成26）年には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められた。2015（平成27）年に施行された生活困窮者自立支援法では、学習支援事業が任意事業として位置づけられた。

このように、子どもの貧困は近年、社会問題として世間に認識されるに至り、それを解決するために、法律や制度が整備されてきている。そのような中で、当該漫画作品は描かれているのである。専門家集団のなかで議論されてきた社会階層論や、貧困の世代間伝達が、「子どもの貧困」という名称を獲得することによっ

て、より多くの人々の間に、当該問題を知るきっかけを作ってきた。当該漫画作品を読むことによって、子どもの貧困という問題を初めて知る読者もいると推察される。漫画作品という、専門書ではなく、かつ新書でもないメディアにおいて当該問題を取り上げることは、その理解をより多くの人々に広げる役割を果たしているといえよう。

当該作品は、このように今日、生活保護ケースワーカーが日々の実践で関わる様々な問題をダイレクトに取り上げ、読者に伝える重要な役割を果たしているのである。

二 ソーシャルワークにおける利用者主体の思想と、多職種連携の必要性が正確に描かれている点。

作品のなかで主人公は、懸命に努力を重ねるなかで、自身の職務スキルを磨いていく。その過程では、自身の働きかけによって、利用者に良い変化をもたらしたいと奮闘する場面がある。アルコール依存症の利用者に対する支援を取り上げた第5集～第6集（柏木2017）、（柏木2018a）では、以下のような場面がある。

主人公の同僚：おつかれさん。どう？その後。（利用者の様子を訪ねている）

主人公：んー……相変わらず……一応自助グループには通ってるけど……

同僚：人ってそんなすぐ変わんないわよ。

主人公：ですかねー……

同僚：そんなね～ケースワーカーが人を変えようなんてどだい無理な話なんだから！そんなこと考えてたら燃えつきちゃうわよ。変わる時は本人の力で勝手に変わるんだから！ケースワーカーにできるのは寄り添うくらいのことよ。

主人公の上司：でも今回の支援にはいいところもありましたよ。①タイミングをはずさず、②専門家の助けを借りた。断酒に仲間が必要なように、依存症は支援する側もチームになる必要がありますからね。

主人公：チーム……そうか……援助者の側も1人じゃない……

（柏木2018a：206-207）

上記のやり取りは、ソーシャルワークにおける側面

的援助と、多職種連携の重要性を見事に描写した箇所であるといえる。

今日におけるソーシャルワークは、利用者主体の思想をもつ。その背景には、利用者のエンパワメントやストレングスの尊重、医学モデルから生活モデルへの利用者観の転換、措置から契約へと社会福祉のパラダイム転換を図った社会福祉基礎構造改革など、多様な構成要素がある。

これらの一連の理論や制度転換は、社会福祉の利用者を多様な可能性を有した変化の可能性をもつ個人として捉えること（ブトゥリム1976＝川田1986：63-65）をより尊重する方向性を有する。そこでは、生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーは主役ではない。あくまでも、支援関係における主体は利用者の側にあり、ワーカーは、利用者に対し側面的にサポートすることが求められるのである。

また、上記の場面のなかで主人公は、仕事のなかで、自分ひとりだけで支援を行うのではなく、チームで業務を行っているということを自覚している。生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーは、児童相談所や医療機関、学校、施設などの様々な機関ならびに、そこで働く多様な対人援助専門職（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、児童福祉司、スクールソーシャルワーカー等）と連携を取りながら、チームとして利用者支援を行っていくことが、今日、より求められている（埼玉県立大学編2009）。「医療保健福祉という対人サービスにおいても、ほとんどの活動はチームワークで成り立っている。その成果いかんで、質の良い利用者サービスができたりできなかつたりする。そのあり様いかんで、仕事が楽しくなったり辞めたりしたくなる」（野中2007：2）のである。連携の重要性は、生活保護ケースワーカーを主な構成員とする自主的研究団体である「全国公的扶助研究会」が監修する書物のなかでも、「生活保護ケースワークほど多職種との連携が必要なケースワークはありません」（全国公的扶助研究会2017：144）と、その重要性が述べられている。

主人公は、利用者主体と支援者としての側面的援助の重要性に気づき、チームの一員として業務を行っていくなかで、生活保護ケースワーカーとして成長していく。作品のなかで、アルコール依存症編の最後の場面は、主人公による以下の言葉によって幕が下ろされている。

この仕事に就いて、この世の中には、病人の世界があることを知った。

病気についての知識を共有し、つらさ苦しさ不安一思いを共有し、助け合い励まし合い、何とか生きていこうという人達がいる。

それまでの自分の生き方を変える。どうにもならなかった自分を抱え、それでもなお生きようとす。その方法論がこの場所にはある。

赤嶺さん（主人公の支援対象者）はこれから酒をやめることができるだろうか……それは誰にもわからない。

それでも回復を信じて寄り添う。それが私達の仕事である—

（柏木2018a：218-220）

上記の場面は、生活保護ケースワーカーが利用者へ寄り添い、変化の可能性を信じ、チームで支援を行っていく方向性がより鮮明に描写されている場面であるといえる。このように、当該作品は、今日のソーシャルワークが大切にしている思想を吸収し、それを描き出すことに成功しているのである。

II) 否定的に評価される点

ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士の記載がなく、その養成課程が描かれていない点。

上記にもあるように、ソーシャルワーカーの職業像を解明するための研究のなかで、これまでたびたび指摘されてきたこととして、その養成教育課程を描いていないこと、当該職業の専門性を軽視するような描写がなされていることなどが挙げられている。

本稿において取り上げている当該作品第3集～第8集の作品内においては、ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士の記載がない。また、その養成教育課程についても触れられていない。

一方、当該漫画作品第7集では、巻末に掲載されている「生活保護Q & A」のなかで「ケースワーカーになるには」という項目があるものの、そこには社会福祉士のみならず、社会福祉主事という資格名の記載もされていない。また、社会福祉の専門教育の必要性について、生活保護ケースワーカーは専門性の高い仕事である旨の記載がなされた後、「できれば大学や専門学校で福祉の知識や制度について勉強しておくに越した

ことはないでしょう。」との記述に留まっている（柏木2018b：207）。このことは、生活保護ケースワーカーを採用する地方自治体の多くが一般職採用を行っており、福祉職採用を行っていないことが原因のひとつとして考えられる。

当該作品のなかには、主人公の同僚に福祉職採用の者がいるが、その者が有している資格には触れられていない。

横山は、2016（平成28）年の時点で、生活保護の査察指導員のなかに占める社会福祉士有資格者の割合が8.7%、常勤の現業員は13.5%であることを報告し、社会福祉士の「有資格者が多数派になるまでにはまだかなりの時間がかかりそう」と述べている（横山2018：6）。現状は、「最も社会福祉専門職のいない『専門機関』が福祉事務所であり、特に、生活保護行政に際立っている」（大友2016：24）のである。

当該漫画作品を読み、将来生活保護ケースワーカーをめざそうと考えたティーンエイジャーが高校卒業後の進路を考える際、社会福祉士養成校は進路選択を行ううえで欠かせない選択肢である。確かに、福祉事務所において福祉専門職採用が進んでいない今日、社会福祉主事の資格があれば、生活保護ケースワーカーになることは可能である。また、社会福祉学以外の学問を専攻することによって得られる知識や経験も貴重なものとなるであろう。しかし、生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーは、どのような課程を経て当該職業に就くことが可能であるのかが、医師や弁護士、教師など他の対人援助専門職と比較してわかりにくい側面がある。そのため、当該職業を描いたメディア作品のなかでは、その養成課程ならびに、国家資格についての記載があることが望まれる。

一方、社会福祉士の資格者が優秀な実践者であるという保証はない。「専門性の発揮は『状況と目的』によって調整する必要があり、「その実践が有効かどうかも後になってみなければわか」（京極2012：118）らないからである。このような点を把握したうえで、社会福祉専門教育を受けた社会福祉士の任用を進めていくことが必要であり、メディアの中に描かれる生活保護ケースワーカーにも社会福祉士の資格をもった者が登場する機会が与えられることを望む。

まとめ

本稿で取り上げた漫画作品『健康で文化的な最低限

度の生活』は、2014（平成26）年の連載開始から、6年以上が経過した。その間、同作品はテレビドラマ化され、ドラマが終了した今日においても漫画作品の連載は続いている。

連載が開始されてからも、生活保護をめぐる社会の動向はめまぐるしく、同作品は現在、生活保護ケースワーカーが、その実務のなかで携わっている多様な問題をわかりやすく読者に伝えることに成功している。また、現在のソーシャルワークにとって、より重要性を増している利用者主体や多職種連携の重要性などについても、作品のなかで上手く描き出している。

その背景には、公扶研による協力・バックアップがあり、これからも両者の良好な連携が続いていくことが望まれる。

一方、当該漫画作品のなかでは、生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士の記載が今日まで行われていない現状がある。将来、当該の仕事を担当する人材を確保・養成していく視点からも、当該資格名ならびに、その養成教育課程に関する描写が必要であると考えられる。

文 献

- 阿部彩（2014）『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』岩波新書。
 蟻塚昌克（2009）『証言 日本の社会福祉1920～2008』ミネルヴァ書房。
 衛藤晃（2015）「大ヒット漫画『健康で文化的な最低限度の生活』の製作の裏側と今後への期待—全国公的扶助研究会と漫画家・柏木ハルコさんとの出会い」『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』236。
 稲毛忠弘・齋藤隆晃（2019）「堺市における生活保護世帯の高校生等に対する支援の取組について」『第52回公的扶助研究全国セミナー資料集』。
 加美嘉史（2019）「2018年度学界回顧と展望 貧困・公的扶助部門」『社会福祉学』60(3)。
 柏木ハルコ（2014）『健康で文化的な最低限度の生活1』小学館。
 柏木ハルコ（2015）『健康で文化的な最低限度の生活2』小学館。
 柏木ハルコ（2016a）『健康で文化的な最低限度の生活3』小学館。
 柏木ハルコ（2016b）『健康で文化的な最低限度の生活4』小学館。
 柏木ハルコ（2017）『健康で文化的な最低限度の生活5』小学館。
 柏木ハルコ（2018a）『健康で文化的な最低限度の生活6』小学館。
 柏木ハルコ（2018b）『健康で文化的な最低限度の生活7』小学館。
 柏木ハルコ（2019a）『健康で文化的な最低限度の生活8』小学館。

- 柏木ハルコ (2019b) 「健康で文化的な最低限度の生活 Case76. 新学期」『週刊ピックスピリッツ』2061.
 京極真 (2012) 『チーム医療・多職種連携の可能性をひらく 信念対立解明アプローチ入門』中央法規.
 道中隆 (2009) 『生活保護と日本型ワーキングプア—貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房.
 Nichols Beverly B. (1979) 「Image of Social Workers in Fiction」『Social Work』24(5) = 恒川京子 (1980) 「小説の中のソーシャル・ワーカーのイメージ」『更生保護と犯罪予防』15(2).
 野中猛 (2007) 『図解 ケアチーム』中央法規.
 大友信勝 (2016) 「『仲村・岸論争』から学び得たもの」『社会福祉研究』125.
 堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課 (2019) 「中高生向け未来支援 BOOK ココから!」『第52回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
 埼玉県立大学編 (2009) 『IPW を学ぶ—利用者中心の保健医療福祉連携』中央法規.
 田中秀和 (2012) 「医療ソーシャルワーカーを描いたテレビドラマにおける職業像の研究」『新潟医療福祉学会誌』12(2).
 田中秀和・立花直樹 (2012) 「高校福祉科と福祉職の職業像—福祉人材確保に向けた一考察—」『新潟医療福祉学会誌』12(2).
 田中秀和 (2015a) 「コミュニティソーシャルワーカーを描いたテレビドラマにおける職業像の研究」『新潟医療福祉学会誌』14(2).
 田中秀和 (2015b) 「児童福祉司を描いた漫画作品における職業像の検討」『ソーシャルワーカー』14.
 田中秀和 (2016) 「精神保健福祉士を描いた映画作品における職業像の研究」『三重幼児教育文化研究会』1.
 田中秀和 (2017) 「生活保護ケースワーカーを描いた漫画作品におけるソーシャルワーカー像の研究」『ソーシャルワーカー』16.
 田中秀和 (2018) 「浅賀ふさの生涯に関する研究」『新潟医療福祉学会誌』17(2).
 田中秀和 (2019) 「生活保護ケースワーカーの資格制度に関する歴史的考察—関連する事件と政策の分析を中心に」『立正社会福祉研究』34.
 田中秀和・塩原達矢・金子充 (2019) 「子どもの貧困という問題の意味と学習支援の意義」『立正社会福祉研究』34.
 横山豊治 (2003) 「ソーシャルワーカーを描いたフィクション作品に関する一考察」『新潟医療福祉学会誌』3(2).
 横山豊治 (2018) 「社会福祉士制度30年の到達点—任用の動向を中心に—」『新潟医療福祉学会誌』17(2).
 全国公的扶助研究会監修 (2017) 『よくわかる生活保護ガイドブック2 Q & A生活保護ケースワーク支援の基本』明石書店.
 Zofia T. Butrym (1976) 『THE NATURE OF SOCIAL WORK』 = 川田誉音訳 (1986) 『ソーシャルワークとは何か—その本質と機能』川島書店.
 * 本稿における研究は、「2019年度立正大学社会福祉学会研究助成金 (研究題目: 生活保護ケースワーカーの現代史—2000年以降の動向)」を受けて行ったものである.

(2020年4月8日受理)